

5 全内漁管連第 18 号  
令和 5 年 9 月 8 日

全国内水面漁場管理委員会連合会 会員 各位

全国内水面漁場管理委員会連合会  
会 長 林 英 志  
(公 印 省 略)

中央省庁への提案書作成に係る提案内容の検討  
及びアンケート調査の実施について（依頼）

当連合会の運営につきまして、日頃から格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年度に中央省庁へ提出する提案書の素案が、令和 5 年度第 1 回漁場管理対策検討会で別紙 1 のとおり、とりまとめられました。

つきましては、別紙 2 「提案項目作成にあたっての考え方」に基づき、各都道府県漁場管理委員会において令和 6 年度の提案内容を協議いただきますよう、お願いいたします。

あわせて、別紙 3 のとおり、提案項目作成に係るアンケート調査を実施いたしますので、ご対応のほどよろしく申し上げます。

なお、令和 6 年度提案項目に対する意見およびアンケート調査につきましては、各ブロック協議会幹事県へ提出してください。提出締め切りにつきましては、別途各ブロック協議会幹事県から提示されます。

【添付資料】

- ・別紙 1 令和 6 年度提案項目素案
- ・別紙 2 提案項目作成にあたっての考え方
- ・別紙 3 令和 6 年度提案項目に係るアンケート調査
- ・別紙 4 令和 6 年度提案項目取りまとめスケジュールについて



## 提案項目作成にあたっての考え方

中央省庁への提案活動については、全国の意見を総括するものであり、その内容は大変多岐に渡るものとなっています。また、内水面を取り巻く現状が厳しくなるにつれ、提案項目数についても平成17年度の14項目から平成27年度の34項目へと、増加の一途を辿りました。

このように内容が膨大になることにより、提案の趣旨がぼやけ、実効性に欠けるものとなるおそれがあるため適宜見直しを行い、令和5年度は31項目となっています。

これらは各ブロック協議会において協議し、必要に迫られて提案されているものであり、項目数を削減することは難しいことも実状です。

このことから、令和6年度の提案項目については「実効性のある提案」を方向性として進めるべく、各会員県及びブロック協議会においては次の事項についてご配慮の上、検討をお願いいたします。

### **1 要望すべき内容を精査するとともに、冗長な文章としない。**

背景を詳述するなど、文章が肥大化することにより、趣旨がぼやけるおそれがあるため、簡潔なものとする。

### **2 個別の事案は盛り込まない。**

広域的な影響がある、または全国的に普遍性がある事案について、提案項目とすること。

### **3 提案した結果に対する評価を行う。**

成果が得られたものについては削除し、一定の成果が見られたものの、まだ課題が残る場合は、その点を具体的に記述し、提案すること。

## 令和 6 年度 提案項目 取りまとめスケジュール

### 1 第 1 回漁場管理対策検討会（8 月 25 日 開催）

令和 6 年度提案書の基礎となる提案項目素案及び、提案項目に係る各都道府県の実態把握のためのアンケート調査票の内容について協議し、決定する。

決定した素案及びアンケート調査票を連合会事務局から各都道府県の内水面漁場管理委員会宛に送付する。

### 2 アンケート回答等のとりまとめ

各都道府県の委員会は、提案項目素案への修正・意見等及びアンケート回答を各ブロック協議会開催県へ提出する。（締切は各ブロック協議会開催県に一任）

### 3 各ブロック協議会

提案項目素案について、各ブロック内都道府県の実情及びアンケート結果を踏まえ、ブロックとしての意見を決定し、連合会へ報告する。

- ・東日本ブロック協議会（栃木県）・・・令和 5 年 11 月 1 日、2 日
- ・中日本ブロック協議会（奈良県）・・・令和 5 年 11 月 15 日
- ・西日本ブロック協議会（福岡県）・・・令和 5 年 11 月 9 日、10 日

### 4 第 2 回漁場管理対策検討会（令和 6 年 3 月）

提案項目について、各ブロックからの意見を踏まえて検討し、令和 6 年度提案書（案）を策定し、第 2 回役員会へ提出する。

### 5 第 2 回役員会（上記 4 と同日開催）

漁場管理対策検討会から提出された提案書（案）について審議し、令和 6 年度通常総会に議案として提出する。

### 6 令和 6 年度通常総会（令和 6 年 5 月 31 日）

提案書（案）を議案として上程する。

### 7 令和 6 年度提案行動（令和 6 年 6 月又は 7 月）

令和 6 年度通常総会で決議された提案書をもって、各省庁に対し提案行動を実施する。